

平成26年10月1日から古賀市「乳幼児・子ども」医療制度が変わります

# 小学校6年生までの 通院医療費を助成します (外来)

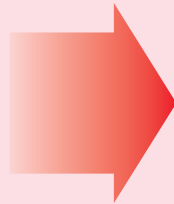
小学校1年生から6年生のお子様で、すでに「古賀市子ども医療証」(桃色)をお持ちの方には、新しく「外来助成分」を含めた医療証(桃色)を発行いたします。  
(平成26年9月中に郵送)



平成26年9月30日まで

〈外来〉

- ・ 3歳未満…自己負担なし
- ・ 3歳以上小学校就学前まで…  
自己負担限度額 600円/月  
(医療機関ごとに)



平成26年10月1日から

〈外来〉

- ・ 3歳未満…自己負担なし
- ・ 3歳以上小学校就学前まで…  
自己負担限度額 600円/月  
(医療機関ごとに)
- ・ 小学校1年生から6年生まで…  
自己負担限度額 1,500円/月  
(医療機関ごとに)

(小学校就学前とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までです。)

※入院助成の内容は以前と変更ありません。

- 本人負担の限度額は、いずれも医療機関ごとにかかる金額です。
- ひとり親医療、重度障害者医療の対象者、生活保護の受給者は、対象となりません。



子		古賀市子ども医療証	
有効期限	年月日から	年月日まで	
負担者番号	8 1 4 0 0 5 9 0		
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		
生年月日			
一部自己負担金	入院	1日当たり 500円を限度 (月20日限度)	
	入院外	1月当たり1,500円を限度 (年月日まで) ※入院・入院外とも上記金額を医療機関 (薬局を除く)ごとに負担してください。	
発行機関名 及び印	福岡県 古賀市長		印
交付年月日	年月日		

※この医療証は県外の保険医療機関等では使用できません。

【お問い合わせは】

古賀市役所 市民国保課 年金・医療係 電話942-1111(内線212)